

岐阜県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿			馬				めん羊							
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	84	1	2	81	420	7	8	405	0	0	0	0	2	0	2	0	77	1	30	46	16	0	12	4
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.7%	0.2%	4.4%	0.8%	1.2%	0.9%	0.7%	1.2%	-	-	-	-	1.2%	-	2.2%	-	1.9%	2.3%	3.3%	1.4%	1.6%	-	2.1%	0.9%
頭羽数	5,249	402	2	4,845	33,842	4,071	8	29,763	0	0	0	0	3	0	3	0	924	461	30	433	168	0	38	130
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.4%	0.1%	0.4%	0.5%	1.4%	0.5%	0.1%	1.9%	-	-	-	-	0.1%	-	1.6%	-	1.2%	2.1%	3.0%	0.8%	0.7%	-	2.7%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数				報告数				報告数				採卵			肉用			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	161	0	144	17	70	9	38	23	4	0	4	0	307	14	221	72	26	3	1	22	32	0	30	2
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	3.3%	-	3.5%	2.0%	1.3%	1.1%	2.6%	0.7%	1.8%	-	2.1%	-	2.4%	2.9%	2.4%	2.4%	0.7%	0.9%	0.3%	0.7%	3.6%	-	3.8%	2.1%
頭羽数	687	0	325	362	89,321	67,569	43	21,709	5	0	5	0	6,108,304	4,890,275	3,642	1,214,387	1,105,106	508,125	93	596,888	1,410	0	110	1,300
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	3.1%	-	3.8%	2.6%	1.0%	1.2%	2.2%	0.7%	0.6%	-	1.3%	-	3.2%	3.4%	0.6%	2.8%	0.7%	1.0%	1.6%	0.6%	0.4%	-	1.7%	0.6%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	10	0	10	0	4	0	3	1	2	0	2	0	2	0	2	0	3	0	3	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	1.6%	-	1.7%	-	1.8%	-	1.5%	3.6%	0.9%	-	1.2%	-	2.7%	-	3.0%	-	2.7%	-	2.9%	-
頭羽数	59	0	59	0	370	0	20	350	3	0	3	0	12	0	12	0	12	0	12	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	1.6%	-	1.6%	-	1.0%	1.7%	0.1%	-	0.6%	-	0.1%	-	1.6%	-	0.5%	-	1.6%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

## (2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

## ① 牛

対象農場数				
乳用	全体	82	うち大規模	1
肉用	全体	412	うち大規模	7

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	80 (97.6%)	80 (97.6%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	76 (92.7%)	80 (97.6%)	76 (92.7%)	81 (98.8%)	74 (90.2%)	72 (87.8%)	77 (93.9%)		
遵守農場数(肉用)	408 (99.0%)	406 (98.5%)	403 (97.8%)	407 (98.8%)	345 (83.7%)	395 (95.9%)	355 (86.2%)	399 (96.8%)	331 (80.3%)	340 (82.5%)	367 (89.1%)		

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	69 (84.1%)	61 (74.4%)	76 (92.7%)	78 (95.1%)	79 (96.3%)	80 (97.6%)	79 (96.3%)	76 (92.7%)	-	-	-	79 (96.3%)
遵守農場数(肉用)	333 (80.8%)	282 (68.4%)	379 (92.0%)	387 (93.9%)	395 (95.9%)	399 (96.8%)	396 (96.1%)	349 (84.7%)	7 (100.0%)	6 (85.7%)	348 (84.5%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	80 (97.6%)	73 (89.0%)	79 (96.3%)	80 (97.6%)	80 (97.6%)	78 (95.1%)	69 (84.1%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	80 (97.6%)	74 (90.2%)
遵守農場数(肉用)	358 (86.9%)	350 (85.0%)	370 (89.8%)	391 (94.9%)	399 (96.8%)	387 (93.9%)	359 (87.1%)	408 (99.0%)	402 (97.6%)	395 (95.9%)	346 (84.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	78 (95.1%)	61 (74.4%)	79 (96.3%)	69 (84.1%)	59 (72.0%)	78 (95.1%)	79 (96.3%)	77 (93.9%)	78 (95.1%)	80 (97.6%)	75 (91.5%)
遵守農場数(肉用)	383 (93.0%)	259 (62.9%)	403 (97.8%)	326 (79.1%)	256 (62.1%)	373 (90.5%)	372 (90.3%)	343 (83.3%)	382 (92.7%)	401 (97.3%)	351 (85.2%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	72 (87.8%)	76 (92.7%)	78 (95.1%)	80 (97.6%)	81 (98.8%)	80 (97.6%)	79 (96.3%)	75 (91.5%)	76 (92.7%)	72 (87.8%)	75 (91.5%)
遵守農場数(肉用)	332 (80.6%)	360 (87.4%)	402 (97.6%)	373 (90.5%)	406 (98.5%)	402 (97.6%)	393 (95.4%)	361 (87.6%)	375 (91.0%)	300 (72.8%)	359 (87.1%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	80 (97.6%)	80 (97.6%)	75 (91.5%)	67 (81.7%)	76 (92.7%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	78 (95.1%)	78 (95.1%)
遵守農場数(肉用)	370 (89.8%)	409 (99.3%)	319 (77.4%)	316 (76.7%)	379 (92.0%)	409 (99.3%)	400 (97.1%)	410 (99.5%)	401 (97.3%)	403 (97.8%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)	81 (98.8%)
遵守農場数(肉用)	410 (99.5%)	411 (99.8%)	411 (99.8%)	409 (99.3%)





④ 馬	対象農場数			
	全体	47	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	47 (100.0%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	45 (95.7%)	43 (91.5%)	47 (100.0%)	42 (89.4%)	46 (97.9%)	38 (80.9%)	39 (83.0%)	42 (89.4%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	39 (83.0%)	37 (78.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	45 (95.7%)	42 (89.4%)	45 (95.7%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	44 (93.6%)	44 (93.6%)	46 (97.9%)	43 (91.5%)	44 (93.6%)	43 (91.5%)	44 (93.6%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	47 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	47 (100.0%)	45 (95.7%)	42 (89.4%)	39 (83.0%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	45 (95.7%)	43 (91.5%)	41 (87.2%)	42 (89.4%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	43 (91.5%)	47 (100.0%)	43 (91.5%)	44 (93.6%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

## 2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣医師																		
	合計 A+B+C	地方公共団体											民間団体					個人診療	獣医師以外の者
		計	都道府県				保健所	市町村	その他	計	農業共済団体	農業協同組合	その他						
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等								家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所		
167	167	167	6	11	2	7	51	12	5	17	37	0	19	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

## 3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,220	1,220	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

静岡県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿			馬			めん羊								
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	165	7	1	157	134	6	3	125	1	0	0	1	6	0	4	2	95	0	31	64	36	0	25	11
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	1.5%	1.2%	2.2%	1.5%	0.4%	0.8%	0.3%	0.4%	6.3%	-	-	8.3%	3.6%	-	4.3%	2.6%	2.3%	-	3.4%	2.0%	3.6%	-	4.3%	2.6%
頭羽数	13,747	2,809	1	10,937	20,381	4,793	3	15,585	4	0	0	4	54	0	7	47	993	0	31	962	389	0	69	320
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	1.0%	0.8%	0.2%	1.1%	0.8%	0.5%	0.0%	1.0%	2.6%	-	-	2.7%	1.5%	-	3.8%	1.3%	1.3%	-	3.1%	1.9%	1.6%	-	4.9%	1.4%

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数				報告数				報告数				採卵			肉用			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	197	0	163	34	158	6	74	78	4	0	4	0	276	6	182	88	31	4	0	27	41	0	40	1
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	4.0%	-	4.0%	4.1%	2.8%	0.7%	5.1%	2.4%	1.8%	-	2.1%	-	2.2%	1.2%	2.0%	2.9%	0.8%	1.2%	-	0.9%	4.6%	-	5.0%	1.1%
頭羽数	836	0	359	477	88,292	22,674	96	65,522	7	0	7	0	5,147,257	4,435,601	3,054	708,602	1,200,147	497,000	81	703,066	484	0	364	120
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	3.7%	-	4.2%	3.4%	1.0%	0.4%	4.8%	2.2%	0.8%	-	1.9%	-	2.7%	3.1%	0.5%	1.6%	0.8%	1.0%	1.4%	0.7%	0.2%	-	5.5%	0.1%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	22	1	18	3	9	0	8	1	13	0	8	5	4	0	3	1	5	0	5	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	3.4%	6.3%	3.1%	9.1%	4.0%	-	4.0%	3.6%	6.2%	-	4.8%	11.1%	5.4%	-	4.5%	14.3%	4.5%	-	4.9%	-
頭羽数	255,439	130,000	95	125,344	567	0	67	500	123	0	23	100	184	0	13	171	14	0	14	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	5.7%	3.6%	2.5%	14.0%	2.5%	-	3.4%	2.5%	3.9%	-	4.8%	3.7%	1.2%	-	1.8%	1.2%	0.6%	-	1.8%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	164	うち大規模	7
肉用	全体	131	うち大規模	6

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底					
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底				
遵守農場数(乳用)	163 (99.4%)	161 (98.2%)	156 (95.1%)	162 (98.8%)	139 (84.8%)	159 (97.0%)	114 (69.5%)	162 (98.8%)	75 (45.7%)	84 (51.2%)	128 (78.0%)				
遵守農場数(肉用)	130 (99.2%)	129 (98.5%)	128 (97.7%)	130 (99.2%)	110 (84.0%)	124 (94.7%)	102 (77.9%)	130 (99.2%)	59 (45.0%)	71 (54.2%)	105 (80.2%)				

	4記録の作成及び保管						5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	112 (68.3%)	52 (31.7%)	147 (89.6%)	152 (92.7%)	157 (95.7%)	160 (97.6%)	157 (95.7%)	135 (82.3%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	154 (93.9%)
遵守農場数(肉用)	88 (67.2%)	38 (29.0%)	121 (92.4%)	121 (92.4%)	129 (98.5%)	129 (98.5%)	122 (93.1%)	107 (81.7%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	119 (90.8%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	151 (92.1%)	131 (79.9%)	149 (90.9%)	154 (93.9%)	149 (90.9%)	158 (96.3%)	107 (65.2%)	163 (99.4%)	156 (95.1%)	158 (96.3%)	101 (61.6%)
遵守農場数(肉用)	118 (90.1%)	105 (80.2%)	108 (82.4%)	123 (93.9%)	122 (93.1%)	120 (91.6%)	104 (79.4%)	128 (97.7%)	128 (97.7%)	127 (96.9%)	74 (56.5%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	103 (62.8%)	60 (36.6%)	158 (96.3%)	106 (64.6%)	43 (26.2%)	148 (90.2%)	149 (90.9%)	154 (93.9%)	145 (88.4%)	158 (96.3%)	125 (76.2%)
遵守農場数(肉用)	77 (58.8%)	34 (26.0%)	120 (91.6%)	86 (65.6%)	43 (32.8%)	124 (94.7%)	126 (96.2%)	126 (96.2%)	123 (93.9%)	126 (96.2%)	112 (85.5%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	96 (58.5%)	98 (59.8%)	161 (98.2%)	156 (95.1%)	162 (98.8%)	159 (97.0%)	152 (92.7%)	115 (70.1%)	121 (73.8%)	84 (51.2%)	142 (86.6%)
遵守農場数(肉用)	69 (52.7%)	75 (57.3%)	127 (96.9%)	120 (91.6%)	123 (93.9%)	129 (98.5%)	111 (84.7%)	104 (79.4%)	110 (84.0%)	89 (67.9%)	114 (87.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	112 (68.3%)	164 (100.0%)	85 (51.8%)	107 (65.2%)	142 (86.6%)	164 (100.0%)	153 (93.3%)	163 (99.4%)	160 (97.6%)	163 (99.4%)
遵守農場数(肉用)	104 (79.4%)	128 (97.7%)	62 (47.3%)	93 (71.0%)	119 (90.8%)	130 (99.2%)	127 (96.9%)	129 (98.5%)	126 (96.2%)	127 (96.9%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	164 (100.0%)	164 (100.0%)	164 (100.0%)	164 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	131 (100.0%)	131 (100.0%)	131 (100.0%)	131 (100.0%)

## ② 豚

対象農場数			
全体	84	うち大規模	6

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	82 (97.6%)	81 (96.4%)	82 (97.6%)	84 (100.0%)	76 (90.5%)	82 (97.6%)	81 (96.4%)	84 (100.0%)	63 (75.0%)	62 (73.8%)	79 (94.0%)	
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定	
遵守農場数	72 (85.7%)	61 (72.6%)	81 (96.4%)	77 (91.7%)	79 (94.0%)	83 (98.8%)	71 (84.5%)	77 (91.7%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	3 (50.0%)	
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	78 (92.9%)	82 (97.6%)	83 (98.8%)	80 (95.2%)	84 (100.0%)	82 (97.6%)	77 (91.7%)	76 (90.5%)	81 (96.4%)	84 (100.0%)	82 (97.6%)	
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与			
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止						
遵守農場数	74 (88.1%)	68 (81.0%)	51 (60.7%)	84 (100.0%)	78 (92.9%)	63 (75.0%)	83 (98.8%)	82 (97.6%)	80 (95.2%)			
	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施			
遵守農場数	84 (100.0%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	80 (95.2%)	83 (98.8%)	80 (95.2%)	82 (97.6%)	75 (89.3%)	68 (81.0%)		
	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止					
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒			
遵守農場数	44 (52.4%)	40 (47.6%)	52 (61.9%)	83 (98.8%)	84 (100.0%)	82 (97.6%)	84 (100.0%)	69 (82.1%)	66 (78.6%)			
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒				
遵守農場数	63 (75.0%)	77 (91.7%)	80 (95.2%)	80 (95.2%)	83 (98.8%)	79 (94.0%)	70 (83.3%)	73 (86.9%)	77 (91.7%)	84 (100.0%)	73 (86.9%)	
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	68 (81.0%)	81 (96.4%)	84 (100.0%)	82 (97.6%)	84 (100.0%)	83 (98.8%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	84 (100.0%)	52 (61.9%)	52 (61.9%)	



④ 馬	対象農場数			
	全体	64	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	60 (93.8%)	55 (85.9%)	58 (90.6%)	59 (92.2%)	50 (78.1%)	57 (89.1%)	49 (76.6%)	57 (89.1%)	32 (50.0%)	29 (45.3%)	47 (73.4%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	25 (39.1%)	15 (23.4%)	48 (75.0%)	55 (85.9%)	54 (84.4%)	58 (90.6%)	58 (90.6%)	31 (48.4%)	50 (78.1%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	51 (79.7%)	45 (70.3%)	57 (89.1%)	57 (89.1%)	52 (81.3%)	50 (78.1%)	28 (43.8%)	55 (85.9%)	56 (87.5%)	58 (90.6%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	60 (93.8%)	58 (90.6%)	48 (75.0%)	22 (34.4%)	55 (85.9%)	45 (70.3%)	60 (93.8%)	51 (79.7%)	56 (87.5%)	51 (79.7%)	56 (87.5%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	58 (90.6%)	59 (92.2%)	44 (68.8%)	29 (45.3%)	45 (70.3%)	60 (93.8%)	59 (92.2%)	59 (92.2%)	60 (93.8%)	60 (93.8%)	59 (92.2%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

## 2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣医師																			
	合計 A+B+C	地方公共団体											民間団体						個人診療	獣医師以外の者
		計	都道府県					保健所	市町村	その他	計	農業共済団体	農業協同組合	その他						
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
103	103	97	11	2	1	5	43	28	1	3	2	0	1	0	0	0	0	6	0	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

## 3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,197	1,197	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

愛知県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿			馬				めん羊							
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	226	15	1	210	272	12	5	255	0	0	0	0	9	0	6	3	106	1	31	74	30	0	23	7
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	2.0%	2.5%	2.2%	2.0%	0.8%	1.6%	0.5%	0.8%	-	-	-	-	5.4%	-	6.5%	3.9%	2.6%	2.3%	3.4%	2.3%	3.0%	-	4.0%	1.7%
頭羽数	19,908	4,786	2	15,120	42,478	11,160	7	31,311	0	0	0	0	37	0	12	25	1,521	762	31	728	198	0	55	143
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	1.5%	1.3%	0.4%	1.6%	1.7%	1.3%	0.1%	2.0%	-	-	-	-	1.0%	-	6.6%	0.7%	2.0%	3.4%	3.1%	1.4%	0.8%	-	3.9%	0.6%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	199	0	156	43	302	28	132	142	2	0	1	1	358	26	185	147	46	1	5	40	49	0	46	3
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	4.0%	-	3.8%	5.1%	5.4%	3.4%	9.0%	4.4%	0.9%	-	0.5%	4.0%	2.8%	5.3%	2.0%	4.9%	1.2%	0.3%	1.6%	1.3%	5.5%	-	5.8%	3.2%
頭羽数	1,265	0	332	933	289,611	133,688	175	155,748	35	0	1	34	8,396,507	5,508,178	3,255	2,885,074	1,492,133	558,138	150	933,845	2,127	0	202	1,925
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	5.6%	-	3.9%	6.7%	3.3%	2.3%	8.8%	5.2%	4.1%	-	0.3%	7.1%	4.5%	3.8%	0.6%	6.6%	1.0%	1.1%	2.6%	0.9%	0.7%	-	3.1%	0.9%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	54	7	31	16	3	0	3	0	8	0	8	0	2	0	2	0	1	0	1	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	8.5%	43.8%	5.3%	48.5%	1.3%	-	1.5%	-	3.8%	-	4.8%	-	2.7%	-	3.0%	-	0.9%	-	1.0%	-
頭羽数	2,652,936	2,160,000	139	492,797	5	0	5	0	21	0	21	0	7	0	7	0	4	0	4	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	59.4%	60.5%	3.7%	55.0%	0.0%	-	0.3%	-	0.7%	-	4.4%	-	0.0%	-	1.0%	-	0.2%	-	0.5%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

## (2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

## ① 牛

対象農場数				
乳用	全体	225	うち大規模	15
肉用	全体	267	うち大規模	12

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	217 (96.4%)	225 (100.0%)	224 (99.6%)	225 (100.0%)	216 (96.0%)	193 (85.8%)	215 (95.6%)		
遵守農場数(肉用)	266 (99.6%)	266 (99.6%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	256 (95.9%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	252 (94.4%)	225 (84.3%)	236 (88.4%)		

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	211 (93.8%)	201 (89.3%)	224 (99.6%)	224 (99.6%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	225 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	225 (84.3%)	206 (77.2%)	266 (99.6%)	266 (99.6%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	266 (99.6%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	224 (99.6%)	221 (98.2%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	223 (99.1%)	168 (74.7%)	225 (100.0%)	214 (95.1%)	225 (100.0%)	221 (98.2%)	
遵守農場数(肉用)	265 (99.3%)	266 (99.6%)	266 (99.6%)	266 (99.6%)	259 (97.0%)	239 (89.5%)	266 (99.6%)	253 (94.8%)	266 (99.6%)	248 (92.9%)	

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	202 (89.8%)	169 (75.1%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	178 (79.1%)	223 (99.1%)	223 (99.1%)	223 (99.1%)	225 (100.0%)	223 (99.1%)	188 (83.6%)
遵守農場数(肉用)	231 (86.5%)	189 (70.8%)	264 (98.9%)	260 (97.4%)	208 (77.9%)	261 (97.8%)	266 (99.6%)	256 (95.9%)	266 (99.6%)	264 (98.9%)	247 (92.5%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	176 (78.2%)	199 (88.4%)	217 (96.4%)	225 (100.0%)	223 (99.1%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	205 (91.1%)	207 (92.0%)	213 (94.7%)	158 (70.2%)
遵守農場数(肉用)	191 (71.5%)	225 (84.3%)	259 (97.0%)	265 (99.3%)	262 (98.1%)	266 (99.6%)	261 (97.8%)	254 (95.1%)	252 (94.4%)	233 (87.3%)	217 (81.3%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	222 (98.7%)	225 (100.0%)	221 (98.2%)	223 (99.1%)	224 (99.6%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	257 (96.3%)	267 (100.0%)	245 (91.8%)	257 (96.3%)	258 (96.6%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	266 (99.6%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)	225 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)	267 (100.0%)

## ② 豚

対象農場数			
全体	170	うち大規模	28

	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置				
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定		
遵守農場数	167 (98.2%)	167 (98.2%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	27 (96.4%)	28 (100.0%)	0 (0.0%)		
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限		
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数	169 (99.4%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	156 (91.8%)	158 (92.9%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)		
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与				
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止							
遵守農場数	170 (100.0%)	170 (100.0%)	168 (98.8%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	168 (98.8%)				
	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等			
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施				
遵守農場数	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)			
	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止						
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒				
遵守農場数	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	167 (98.2%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)				
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒					
遵守農場数	169 (99.4%)	167 (98.2%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	168 (98.8%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)		
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止					
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等		
遵守農場数	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	169 (99.4%)	169 (99.4%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)	170 (100.0%)		

## ③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	173	うち大規模	26
肉用	全体	41	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務						2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底									
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保		④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑧家保の指導の遵守		①マニュアルの作成		②看板設置等の措置		③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	168	(97.1%)	170	(98.3%)	170	(98.3%)
遵守農場数(肉用)	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	40	(97.6%)	40	(97.6%)	40	(97.6%)

	4記録の作成及び保管										5大規模所有者が講ずる措置											
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管		⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管		⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		③対応計画の策定	
遵守農場数(採卵)	165	(95.4%)	164	(94.8%)	168	(97.1%)	168	(97.1%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	26	(100.0%)	26	(100.0%)	24	(92.3%)
遵守農場数(肉用)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	-	-	-	-	-	-

	6獣医師等の健康管理指導		7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等									
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置															
遵守農場数(採卵)	171	(98.8%)	169	(97.7%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	172	(99.4%)	172	(99.4%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	40	(97.6%)	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家さんを導入する際の健康観察等		20家さん舎に立ち入る者の手指消毒等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家さんの隔離の実施		
遵守農場数(採卵)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)

	21家さん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家さん舎への unnecessary 物品の持ち込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除		
	①家さん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家さん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家さん舎の破損箇所の修繕	
遵守農場数(採卵)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家さん舎施設の清掃及び消毒	29毎日の家さんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家さんの出荷又は移動時の健康観察		
	①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家さんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	
遵守農場数(採卵)	171	(98.8%)	172	(99.4%)	173	(100.0%)	172	(99.4%)	173	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	40	(97.6%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数(採卵)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)	173	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	41	(100.0%)	40	(97.6%)

④ 馬

対象農場数			
全体	75	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	68 (90.7%)	69 (92.0%)	69 (92.0%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	67 (89.3%)	67 (89.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	72 (96.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	69 (92.0%)	71 (94.7%)	72 (96.0%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	73 (97.3%)	73 (97.3%)	67 (89.3%)	68 (90.7%)	72 (96.0%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	72 (96.0%)	66 (88.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	72 (96.0%)	73 (97.3%)	70 (93.3%)	71 (94.7%)	71 (94.7%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)	73 (97.3%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。  
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数、対象農場数で除した遵守率。  
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。  
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																			
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県				保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等								地方衛生研究所	食肉衛生検査所					
159	153	113	9	0	2	1	76	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	6	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,667	1,667	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

三重県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿				馬				めん羊						
	乳用				肉用					報告数				報告数				報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	31	5	0	26	176	16	3	157	0	0	0	0	7	0	5	2	55	0	12	43	14	0	11	3
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.3%	0.8%	-	0.2%	0.5%	2.1%	0.3%	0.5%	-	-	-	-	4.2%	-	5.4%	2.6%	1.3%	-	1.3%	1.4%	1.4%	-	1.9%	0.7%
頭羽数	7,298	5,533	0	1,765	32,051	12,600	2	19,449	0	0	0	0	38	0	14	24	646	0	12	634	70	0	27	43
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.6%	1.5%	-	0.2%	1.3%	1.4%	0.0%	1.2%	-	-	-	-	1.0%	-	7.7%	0.7%	0.9%	-	1.2%	1.2%	0.3%	-	1.9%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				探卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	97	0	84	13	82	11	34	37	3	0	3	0	180	14	80	86	23	3	5	15	7	0	7	0
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	2.0%	-	2.0%	1.6%	1.5%	1.3%	2.3%	1.1%	1.4%	-	1.6%	-	1.4%	2.9%	0.9%	2.9%	0.6%	0.9%	1.6%	0.5%	0.8%	-	0.9%	-
頭羽数	468	0	216	252	94,703	59,208	59	35,436	6	0	6	0	6,110,408	4,175,121	1,865	1,933,422	672,200	367,100	47	305,053	54	0	54	0
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	2.1%	-	2.5%	1.8%	1.1%	1.0%	3.0%	1.2%	0.7%	-	1.6%	-	3.2%	2.9%	0.3%	4.4%	0.4%	0.7%	0.8%	0.3%	0.0%	-	0.8%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	5	0	5	0	2	0	2	0	4	0	4	0	1	0	1	0	2	0	2	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	0.8%	-	0.8%	-	0.9%	-	1.0%	-	1.9%	-	2.4%	-	1.4%	-	1.5%	-	1.8%	-	1.9%	-
頭羽数	72	0	72	0	11	0	11	0	12	0	12	0	0	0	0	0	17	0	17	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	1.9%	-	0.0%	-	0.6%	-	0.4%	-	2.5%	-	-	-	-	-	0.7%	-	2.2%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

## (2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

## ① 牛

対象農場数				
乳用	全体	31	うち大規模	5
肉用	全体	173	うち大規模	16

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	28 (90.3%)	28 (90.3%)	31 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	173 (100.0%)	170 (98.3%)	171 (98.8%)	173 (100.0%)	157 (90.8%)	170 (98.3%)	170 (98.3%)	173 (100.0%)	161 (93.1%)	163 (94.2%)	172 (99.4%)		

	4記録の作成及び保管						5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	154 (89.0%)	130 (75.1%)	168 (97.1%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	171 (98.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	167 (96.5%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	167 (96.5%)	162 (93.6%)	167 (96.5%)	173 (100.0%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	160 (92.5%)	172 (99.4%)	170 (98.3%)	158 (91.3%)	

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	30 (96.8%)	17 (54.8%)	31 (100.0%)	26 (83.9%)	21 (67.7%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	29 (93.5%)
遵守農場数(肉用)	159 (91.9%)	113 (65.3%)	170 (98.3%)	147 (85.0%)	121 (69.9%)	168 (97.1%)	171 (98.8%)	170 (98.3%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	168 (97.1%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	28 (90.3%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	27 (87.1%)	29 (93.5%)	27 (87.1%)	30 (96.8%)
遵守農場数(肉用)	151 (87.3%)	161 (93.1%)	171 (98.8%)	169 (97.7%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	163 (94.2%)	168 (97.1%)	144 (83.2%)	165 (95.4%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	26 (83.9%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	167 (96.5%)	173 (100.0%)	152 (87.9%)	145 (83.8%)	169 (97.7%)	172 (99.4%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)	173 (100.0%)



③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	100	うち大規模	14
肉用	全体	18	うち大規模	3

	1家畜所有者の責務						2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底									
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保		④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会等による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑧家保の指導の遵守		⑨マニュアルの作成		⑩看板設置等の措置		⑪従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(採卵)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	97	(97.0%)	100	(100.0%)	98	(98.0%)	100	(100.0%)	98	(98.0%)	94	(94.0%)	100	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

	4記録の作成及び保管										5大規模所有者が講ずる措置											
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家さんの導入に関する記録の作成・保管		⑥家さんの移動に関する記録の作成・保管		⑦家さんの異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		⑨通報ルールの作成等		⑩畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		⑪対応計画の策定	
遵守農場数(採卵)	99	(99.0%)	91	(91.0%)	99	(99.0%)	98	(98.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	13	(92.9%)	14	(100.0%)	14	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	3	(100.0%)	3	(100.0%)	3	(100.0%)

	6獣医師等の健康管理指導		7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(採卵)	99	(99.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	99	(99.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家さんを導入する際の健康観察等		20家さん舎に立ち入る者の手指消毒等					
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家さんの隔離の実施						
遵守農場数(採卵)	100	(100.0%)	92	(92.0%)	100	(100.0%)	99	(99.0%)	89	(89.0%)	100	(100.0%)	99	(99.0%)	98	(98.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

	21家さん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家さん舎への unnecessary 物品の持ち込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除						
	①家さん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家さん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家さん舎の破損箇所の修繕					
遵守農場数(採卵)	100	(100.0%)	94	(94.0%)	94	(94.0%)	100	(100.0%)	97	(97.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家さん舎施設の清掃及び消毒	29毎日の家さんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家さんの出荷又は移動時の健康観察		
	①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家さんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	
遵守農場数(採卵)	99	(99.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	99	(99.0%)	98	(98.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数(採卵)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)	100	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)

④ 馬	対象農場数			
	全体	43	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	43 (100.0%)	40 (93.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	40 (93.0%)	43 (100.0%)	37 (86.0%)	42 (97.7%)	26 (60.5%)	27 (62.8%)	38 (88.4%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	27 (62.8%)	20 (46.5%)	37 (86.0%)	38 (88.4%)	41 (95.3%)	42 (97.7%)	40 (93.0%)	39 (90.7%)	40 (93.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	39 (90.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	41 (95.3%)	36 (83.7%)	39 (90.7%)	30 (69.8%)	38 (88.4%)	40 (93.0%)	43 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	43 (100.0%)	42 (97.7%)	37 (86.0%)	26 (60.5%)	38 (88.4%)	42 (97.7%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	42 (97.7%)	39 (90.7%)	41 (95.3%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	42 (97.7%)	43 (100.0%)	40 (93.0%)	31 (72.1%)	42 (97.7%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	41 (95.3%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)	43 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

## 2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣医師																		
	合計 A+B+ C+D C	地方公共団体										民間団体					個人診療 C	獣医師以外の者 D	
		計 A	都道府県					保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済団体	農業 協同組合	その他					
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所			食肉衛生検査所
160	123	123	4	11	0	0	66	3	1	11	23	0	4	0	0	0	0	0	37

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

## 3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
689	689	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

滋賀県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿						馬						めん羊			
	乳用				肉用					報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	33	3	0	30	97	10	0	87	0	0	0	0	2	0	2	0	53	4	7	42	20	0	12	8	
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424	
全国シェア	0.3%	0.5%	-	0.3%	0.3%	1.3%	-	0.3%	-	-	-	-	1.2%	-	2.2%	-	1.3%	9.3%	0.8%	1.3%	2.0%	-	2.1%	1.9%	
頭羽数	2,499	844	0	1,655	22,241	10,254	0	11,987	0	0	0	0	2	0	2	0	3,988	2,967	7	1,014	195	0	29	166	
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222	
全国シェア	0.2%	0.2%	-	0.2%	0.9%	1.2%	-	0.8%	-	-	-	-	0.1%	-	1.1%	-	5.4%	13.3%	0.7%	2.0%	0.8%	-	2.1%	0.7%	

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	41	0	33	8	19	0	14	5	1	0	1	0	124	0	98	26	26	0	14	12	12	1	10	1
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	0.8%	-	0.8%	1.0%	0.3%	-	1.0%	0.2%	0.5%	-	0.5%	-	1.0%	-	1.1%	0.9%	0.7%	-	4.5%	0.4%	1.3%	16.7%	1.3%	1.1%
頭羽数	131	0	65	66	1,357	0	15	1,342	1	0	1	0	239,448	0	1,736	237,712	63,425	0	297	63,128	18,651	13,408	43	5,200
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	0.6%	-	0.8%	0.5%	0.0%	-	0.8%	0.0%	0.1%	-	0.3%	-	0.1%	-	0.3%	0.5%	0.0%	-	5.2%	0.1%	6.0%	13.6%	0.7%	2.5%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥						七面鳥					
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	9	0	9	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	2	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9	112	0	103	9
全国シェア	1.4%	-	1.5%	-	1.3%	-	1.5%	-	0.9%	-	1.2%	-	1.4%	-	1.5%	-	1.8%	-	1.9%	-	1.8%	-	1.9%	-
頭羽数	53	0	53	0	5	0	5	0	4	0	4	0	2	0	2	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	1.4%	-	0.0%	-	0.3%	-	0.1%	-	0.8%	-	0.0%	-	0.3%	-	0.1%	-	0.4%	-	0.1%	-	0.4%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	33	うち大規模	3
肉用	全体	97	うち大規模	10

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	33 (100.0%)	32 (97.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	27 (81.8%)	32 (97.0%)	25 (75.8%)	32 (97.0%)	27 (81.8%)	15 (45.5%)	30 (90.9%)		
遵守農場数(肉用)	93 (95.9%)	91 (93.8%)	90 (92.8%)	93 (95.9%)	77 (79.4%)	89 (91.8%)	85 (87.6%)	91 (93.8%)	79 (81.4%)	68 (70.1%)	87 (89.7%)		

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	19 (57.6%)	13 (39.4%)	30 (90.9%)	32 (97.0%)	32 (97.0%)	32 (97.0%)	27 (81.8%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	28 (84.8%)		
遵守農場数(肉用)	77 (79.4%)	60 (61.9%)	83 (85.6%)	85 (87.6%)	94 (96.9%)	94 (96.9%)	92 (94.8%)	9 (90.0%)	7 (70.0%)	90 (92.8%)		

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	29 (87.9%)	19 (57.6%)	32 (97.0%)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	25 (75.8%)	33 (100.0%)	30 (90.9%)	33 (100.0%)	19 (57.6%)	
遵守農場数(肉用)	82 (84.5%)	83 (85.6%)	85 (87.6%)	94 (96.9%)	89 (91.8%)	93 (95.9%)	81 (83.5%)	92 (94.8%)	88 (90.7%)	73 (75.3%)	

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	12 (36.4%)	8 (24.2%)	28 (84.8%)	11 (33.3%)	6 (18.2%)	29 (87.9%)	31 (93.9%)	32 (97.0%)	31 (93.9%)	33 (100.0%)	26 (78.8%)
遵守農場数(肉用)	64 (66.0%)	45 (46.4%)	83 (85.6%)	79 (81.4%)	39 (40.2%)	84 (86.6%)	85 (87.6%)	91 (93.8%)	83 (85.6%)	92 (94.8%)	74 (76.3%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	17 (51.5%)	13 (39.4%)	28 (84.8%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	31 (93.9%)	27 (81.8%)	29 (87.9%)	15 (45.5%)	23 (69.7%)
遵守農場数(肉用)	66 (68.0%)	67 (69.1%)	82 (84.5%)	83 (85.6%)	87 (89.7%)	91 (93.8%)	88 (90.7%)	84 (86.6%)	87 (89.7%)	66 (68.0%)	85 (87.6%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	22 (66.7%)	33 (100.0%)	16 (48.5%)	10 (30.3%)	30 (90.9%)	32 (97.0%)	32 (97.0%)	33 (100.0%)	31 (93.9%)	33 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	90 (92.8%)	95 (97.9%)	70 (72.2%)	74 (76.3%)	86 (88.7%)	95 (97.9%)	95 (97.9%)	94 (96.9%)	87 (89.7%)	90 (92.8%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)	33 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	94 (96.9%)	94 (96.9%)	94 (96.9%)	94 (96.9%)





④ 馬

対象農場数			
全体	46	うち大規模	4

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	46 (100.0%)	43 (93.5%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	37 (80.4%)	45 (97.8%)	39 (84.8%)	45 (97.8%)	36 (78.3%)	40 (87.0%)	41 (89.1%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	39 (84.8%)	30 (65.2%)	42 (91.3%)	44 (95.7%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	42 (91.3%)	42 (91.3%)	44 (95.7%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	45 (97.8%)	44 (95.7%)	44 (95.7%)	44 (95.7%)	44 (95.7%)	44 (95.7%)	42 (91.3%)	45 (97.8%)	45 (97.8%)	46 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	46 (100.0%)	46 (100.0%)	42 (91.3%)	39 (84.8%)	45 (97.8%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	44 (95.7%)	45 (97.8%)	45 (97.8%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	43 (93.5%)	46 (100.0%)	44 (95.7%)	43 (93.5%)	45 (97.8%)	46 (100.0%)	45 (97.8%)	45 (97.8%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。  
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。  
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。  
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																			
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他								
			本 庁	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所					
75	75	75	7	7	3	5	23	17	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
445	445	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

京都府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿			馬				めん羊				
	乳用				肉用																			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	46	3	0	43	71	8	1	62	0	0	0	0	5	0	5	0	47	0	11	36	17	0	11	6
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.4%	0.5%	-	0.4%	0.2%	1.0%	0.1%	0.2%	-	-	-	-	3.0%	-	5.4%	-	1.1%	-	1.2%	1.1%	1.7%	-	1.9%	1.4%
頭羽数	4,017	1,456	0	2,561	5,426	3,457	1	1,968	0	0	0	0	6	0	6	0	388	0	11	377	92	0	25	67
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.3%	0.4%	-	0.3%	0.2%	0.4%	0.0%	0.1%	-	-	-	-	0.2%	-	3.3%	-	0.5%	-	1.1%	0.7%	0.4%	-	1.8%	0.3%

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数				報告数				報告数				採卵			肉用			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	85	0	78	7	53	1	36	16	5	0	5	0	349	7	308	34	24	2	6	16	31	1	28	2
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	1.7%	-	1.9%	0.8%	1.0%	0.1%	2.5%	0.5%	2.3%	-	2.6%	-	2.7%	1.4%	3.3%	1.1%	0.6%	0.6%	1.9%	0.5%	3.5%	16.7%	3.5%	2.1%
頭羽数	262	0	161	101	12,834	5,889	46	6,899	7	0	7	0	1,648,824	1,418,582	4,039	226,203	524,887	282,400	269	242,218	31,883	22,575	297	9,011
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	1.2%	-	1.9%	0.7%	0.1%	0.1%	2.3%	0.2%	0.8%	-	1.9%	-	0.9%	1.0%	0.7%	0.5%	0.3%	0.6%	4.7%	0.2%	10.2%	22.9%	4.5%	4.3%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	12	0	12	0	7	0	7	0	6	0	6	0	2	0	2	0	4	0	4	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	1.9%	-	2.0%	-	3.1%	-	3.5%	-	2.8%	-	3.6%	-	2.7%	-	3.0%	-	3.6%	-	3.9%	-
頭羽数	93	0	93	0	17	0	17	0	12	0	12	0	14	0	14	0	18	0	18	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	2.5%	-	0.1%	-	0.9%	-	0.4%	-	2.5%	-	0.1%	-	1.9%	-	0.7%	-	2.3%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	46	うち大規模	3
肉用	全体	70	うち大規模	8

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	8 (100.0%)	8 (100.0%)	70 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)	46 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)	70 (100.0%)





④ 馬

対象農場数			
全体	36	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)	36 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。  
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。  
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。  
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																			
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県				保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等								家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
93	60	60	5	0	4	3	34	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
764	764	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

大阪府

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿				馬				めん羊						
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	24	0	1	23	9	0	0	9	0	0	0	0	2	0	2	0	38	0	8	30	13	0	6	7
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.2%	-	2.2%	0.2%	0.0%	-	-	0.0%	-	-	-	-	1.2%	-	2.2%	-	0.9%	-	0.9%	0.9%	1.3%	-	1.0%	1.7%
頭羽数	1,156	0	1	1,155	779	0	0	779	0	0	0	0	4	0	4	0	826	0	8	818	118	0	10	108
全国	1,320,552	370,306	558	949,688	2,467,371	881,820	1,095	1,584,456	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.1%	-	0.2%	0.1%	0.0%	-	-	0.0%	-	-	-	-	0.1%	-	2.2%	-	1.1%	-	0.8%	1.6%	0.5%	-	0.7%	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	採卵			肉用			報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
													報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模					うち小規模	うち左記以外
農場数	42	0	35	7	86	0	75	11	3	0	3	0	106	0	83	23	0	0	0	0	31	0	28	3
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,817	333	310	3,174	897	6	797	94
全国シェア	0.8%	-	0.9%	0.8%	1.6%	-	5.1%	0.3%	1.4%	-	1.6%	-	0.8%	-	0.9%	0.8%	-	-	-	-	3.5%	-	3.5%	3.2%
頭羽数	236	0	68	168	2,441	0	92	2,349	3	0	3	0	58,100	0	1,335	56,765	61	0	34	27	16,934	0	234	16,700
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,831	5,851,611	1,998	2,982,222	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	145,811	44,422,964	153,207,837	49,351,263	5,714	103,850,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	1.1%	-	0.8%	1.2%	0.0%	-	4.6%	0.1%	0.4%	-	0.8%	-	0.0%	-	0.9%	0.1%	0.0%	-	0.6%	0.0%	5.4%	-	3.5%	8.0%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	19	0	19	0	3	0	3	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0
全国	639	16	591	32	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	3.0%	-	3.2%	-	1.3%	-	1.5%	-	1.9%	-	2.4%	-	4.1%	-	4.5%	-	2.7%	-	2.9%	-
頭羽数	117	0	117	0	39	0	39	0	10	0	10	0	23	0	23	0	10	0	10	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	3.1%	-	0.2%	-	2.0%	-	0.3%	-	2.1%	-	0.2%	-	3.2%	-	0.4%	-	1.3%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	23	うち大規模	0
	肉用	全体	9	うち大規模	0

	1 家畜所有者の責務				2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底											
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保		④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑤家保の指導の遵守		①マニュアルの作成		②看板設置等の措置		③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	21	(91.3%)	19	(82.6%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	8	(88.9%)	8	(88.9%)	7	(77.8%)

	4 記録の作成及び保管								5 大規模所有者が講ずる措置			6 獣医師等の健康管理指導										
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管		⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管		⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置			
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	18	(78.3%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	0	-	0	-	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	7	(77.8%)	5	(55.6%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	8	(88.9%)	0	-	0	-	9	(100.0%)

	7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等										
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置																	
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	16	(69.6%)	21	(91.3%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	21	(91.3%)
遵守農場数(肉用)	8	(88.9%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	4	(44.4%)	8	(88.9%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	8	(88.9%)	8	(88.9%)	7	(77.8%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数(乳用)	22	(95.7%)	10	(43.5%)	23	(100.0%)	21	(91.3%)	11	(47.8%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	19	(82.6%)
遵守農場数(肉用)	8	(88.9%)	5	(55.6%)	9	(100.0%)	8	(88.9%)	4	(44.4%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等		24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒					
			①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒				
遵守農場数(乳用)	22	(95.7%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	20	(87.0%)	18	(78.3%)	22	(95.7%)
遵守農場数(肉用)	7	(77.8%)	8	(88.9%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	8	(88.9%)	6	(66.7%)	8	(88.9%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止								
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限						
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	22	(95.7%)	20	(87.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	7	(77.8%)	8	(88.9%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等				
遵守農場数(乳用)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)	23	(100.0%)
遵守農場数(肉用)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)





④ 馬

対象農場数			
全体	30	うち大規模	0

	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	23 (76.7%)	23 (76.7%)	30 (100.0%)	

	4 記録の作成及び保管								5 獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	22 (73.3%)	13 (43.3%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)

	6 衛生管理区域の設定			7 衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8 他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10 衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11 他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13 飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	29 (96.7%)	28 (93.3%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)	27 (90.0%)	27 (90.0%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	29 (96.7%)	29 (96.7%)

	14 馬を導入する際の健康観察等		15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17 器具の定期的な清掃・消毒等	18 厩舎への不必要な物品の持込み制限	19 死体保管場所への野生動物の侵入防止	20 給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	30 (100.0%)	30 (100.0%)	25 (83.3%)	22 (73.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	24 (80.0%)	29 (96.7%)

	22 厩舎等施設の清掃及び消毒	23 毎日の馬の健康観察	24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25 衛生管理区域から退出する車両の消毒	26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27 馬の出荷又は移動時の健康観察		28 異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	28 (93.3%)	30 (100.0%)	26 (86.7%)	28 (93.3%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)	30 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。  
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。  
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。  
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																	個人診療	獣医師以外の者		
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体								
		計	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計	農業共済団体	農業協同組合	その他									
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他								地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所				
54	54	53	5	0	4	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
386	386	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

兵庫県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿				馬				めん羊						
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	203	3	1	199	1,096	18	21	1,057	1	0	0	1	5	0	1	4	63	2	10	51	22	0	12	10
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	1.8%	0.5%	2.2%	1.9%	3.2%	2.3%	1.9%	3.2%	6.3%	-	-	8.3%	3.0%	-	1.1%	5.3%	1.5%	4.7%	1.1%	1.6%	2.2%	-	2.1%	2.4%
頭羽数	12,071	1,145	1	10,925	57,551	14,471	21	43,059	3	0	0	3	9	0	2	7	2,037	1,127	10	900	380	0	35	345
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.9%	0.3%	0.2%	1.1%	2.3%	1.6%	0.2%	2.7%	2.0%	-	-	2.0%	0.2%	-	1.1%	0.2%	2.7%	5.1%	1.0%	1.8%	1.5%	-	2.5%	1.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外
農場数	109	0	95	14	77	2	55	20	12	0	10	2	266	12	170	84	82	7	6	69	33	0	29	4
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	2.2%	-	2.3%	1.7%	1.4%	0.2%	3.8%	0.6%	5.5%	-	5.2%	8.0%	2.1%	2.5%	1.8%	2.8%	2.1%	2.1%	1.9%	2.2%	3.7%	-	3.6%	4.3%
頭羽数	409	0	203	206	21,275	12,243	69	8,963	70	0	25	45	6,252,949	5,216,720	3,002	1,033,227	2,659,972	1,004,100	125	1,655,747	2,997	0	297	2,700
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	1.8%	-	2.4%	1.5%	0.2%	0.2%	3.5%	0.3%	8.2%	-	6.6%	9.5%	3.3%	3.6%	0.5%	2.3%	1.7%	2.0%	2.2%	1.6%	1.0%	-	4.5%	1.3%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	26	0	26	0	4	0	4	0	6	0	3	3	3	0	3	0	1	0	1	0
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	4.1%	-	4.4%	-	1.8%	-	2.0%	-	2.8%	-	1.8%	6.7%	4.1%	-	4.5%	-	0.9%	-	1.0%	-
頭羽数	113	0	113	0	47	0	47	0	51	0	13	38	15	0	15	0	2	0	2	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	3.0%	-	0.2%	-	2.4%	-	1.6%	-	2.7%	1.4%	0.1%	-	2.1%	-	0.1%	-	0.3%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

## (2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	202	うち大規模	3
	肉用	全体	1,075	うち大規模	18

	1 家畜所有者の責務				2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践								3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底									
	①関係法令の遵守		②地域の畜産関係者との協力		③飼養衛生管理者との連絡体制の確保		④家保等から提供される情報の確認		⑤講習会による家畜防疫情報の把握		⑥飼養衛生管理の定期的な点検		④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成		⑤家保の指導の遵守		①マニュアルの作成		②看板設置等の措置		③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数（乳用）	202	(100.0%)	201	(99.5%)	201	(99.5%)	202	(100.0%)	198	(98.0%)	202	(100.0%)	194	(96.0%)	201	(99.5%)	183	(90.6%)	183	(90.6%)	199	(98.5%)
遵守農場数（肉用）	1,071	(99.6%)	1,071	(99.6%)	1,074	(99.9%)	1,070	(99.5%)	999	(92.9%)	1,065	(99.1%)	1,062	(98.8%)	1,068	(99.3%)	880	(81.9%)	876	(81.5%)	908	(84.5%)

	4 記録の作成及び保管								5 大規模所有者が講ずる措置				6 獣医師等の健康管理指導									
	①立入者に関する記録の作成・保管		②消毒の実施に関する記録の作成・保管		③立入者の海外渡航記録の作成・保管		④従事者の海外渡航記録の作成・保管		⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管		⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管				⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管		⑧農場指導に関する記録の作成・保管		①通報ルールの作成等		②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	
遵守農場数（乳用）	198	(98.0%)	176	(87.1%)	198	(98.0%)	200	(99.0%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	201	(99.5%)	202	(100.0%)	3	(100.0%)	3	(100.0%)	200	(99.0%)
遵守農場数（肉用）	1,051	(97.8%)	981	(91.3%)	1,065	(99.1%)	1,064	(99.0%)	1,073	(99.8%)	1,073	(99.8%)	1,067	(99.3%)	1,060	(98.6%)	18	(100.0%)	18	(100.0%)	1,066	(99.2%)

	7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		8 衛生管理区域の設定			9 放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等										
			①衛生管理区域の境界の明瞭化		②適切な衛生管理区域の設定									③出入口等の適正配置								
遵守農場数（乳用）	200	(99.0%)	188	(93.1%)	200	(99.0%)	201	(99.5%)	200	(99.0%)	192	(95.0%)	180	(89.1%)	202	(100.0%)	200	(99.0%)	199	(98.5%)	181	(89.6%)
遵守農場数（肉用）	1,062	(98.8%)	1,062	(98.8%)	1,064	(99.0%)	1,065	(99.1%)	1,068	(99.3%)	1,057	(98.3%)	993	(92.4%)	1,067	(99.3%)	1,064	(99.0%)	1,069	(99.4%)	963	(89.6%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等												
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施											
遵守農場数（乳用）	196	(97.0%)	189	(93.6%)	201	(99.5%)	174	(86.1%)	155	(76.7%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	197	(97.5%)	199	(98.5%)	202	(100.0%)	192	(95.0%)
遵守農場数（肉用）	1,051	(97.8%)	1,026	(95.4%)	1,073	(99.8%)	996	(92.7%)	878	(81.7%)	1,061	(98.7%)	1,061	(98.7%)	1,056	(98.2%)	1,067	(99.3%)	1,068	(99.3%)	1,051	(97.8%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等		24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒											
			①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒										
遵守農場数（乳用）	184	(91.1%)	185	(91.6%)	200	(99.0%)	201	(99.5%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	198	(98.0%)	194	(96.0%)	185	(91.6%)	198	(98.0%)	199	(98.5%)
遵守農場数（肉用）	945	(87.9%)	1,057	(98.3%)	1,062	(98.8%)	1,058	(98.4%)	1,066	(99.2%)	1,072	(99.7%)	1,060	(98.6%)	1,063	(98.9%)	1,057	(98.3%)	1,053	(98.0%)	1,056	(98.2%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒		32毎日の家畜の健康観察		33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		34衛生管理区域から退出する車両の消毒		35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止									
											①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限							
遵守農場数（乳用）	186	(92.1%)	201	(99.5%)	185	(91.6%)	175	(86.6%)	199	(98.5%)	201	(99.5%)	201	(99.5%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)
遵守農場数（肉用）	1,050	(97.7%)	1,072	(99.7%)	949	(88.3%)	992	(92.3%)	1,067	(99.3%)	1,070	(99.5%)	1,066	(99.2%)	1,070	(99.5%)	1,068	(99.3%)	1,070	(99.5%)	1,070	(99.5%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止							
	①症状増加時の受診等		②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等			
遵守農場数（乳用）	202	(100.0%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)	202	(100.0%)
遵守農場数（肉用）	1,069	(99.4%)	1,072	(99.7%)	1,072	(99.7%)	1,072	(99.7%)





## ④ 馬

対象農場数			
全体	53	うち大規模	2

	1 家畜所有者の責務			2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	53 (100.0%)	51 (96.2%)	49 (92.5%)	50 (94.3%)	44 (83.0%)	50 (94.3%)	45 (84.9%)	47 (88.7%)	39 (73.6%)	32 (60.4%)	49 (92.5%)	

	4 記録の作成及び保管								5 獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	32 (60.4%)	23 (43.4%)	47 (88.7%)	47 (88.7%)	51 (96.2%)	50 (94.3%)	50 (94.3%)	45 (84.9%)	49 (92.5%)

	6 衛生管理区域の設定			7 衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8 他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10 衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11 他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13 飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	40 (75.5%)	40 (75.5%)	50 (94.3%)	49 (92.5%)	41 (77.4%)	45 (84.9%)	36 (67.9%)	46 (86.8%)	46 (86.8%)	52 (98.1%)

	14 馬を導入する際の健康観察等		15 厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17 器具の定期的な清掃・消毒等	18 厩舎への不必要な物品の持込み制限	19 死体保管場所への野生動物の侵入防止	20 給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	52 (98.1%)	47 (88.7%)	48 (90.6%)	31 (58.5%)	48 (90.6%)	52 (98.1%)	52 (98.1%)	50 (94.3%)	47 (88.7%)	40 (75.5%)	50 (94.3%)

	22 厩舎等施設の清掃及び消毒	23 毎日の馬の健康観察	24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25 衛生管理区域から退出する車両の消毒	26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27 馬の出荷又は移動時の健康観察		28 異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	48 (90.6%)	52 (98.1%)	47 (88.7%)	36 (67.9%)	48 (90.6%)	51 (96.2%)	51 (96.2%)	49 (92.5%)	50 (94.3%)	51 (96.2%)	51 (96.2%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

## 2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和5年4月1日現在)

総計	獣 医 師																	個人診療	獣医師以外の者
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						
		計	都 道 府 県			保健所	市町村	その他	計	農業共済団体	農業協同組合	その他							
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他								地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所		
100	100	100	16	0	2	10	50	18	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

## 3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
2,015	2,009	6	99.7%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

奈良県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿				馬				めん羊						
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	31	1	0	30	26	3	1	22	0	0	0	0	2	0	2	0	20	0	7	13	10	0	7	3
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.3%	0.2%	-	0.3%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	-	-	-	-	1.2%	-	2.2%	-	0.5%	-	0.8%	0.4%	1.0%	-	1.2%	0.7%
頭羽数	2,941	1,162	0	1,779	4,322	3,028	1	1,293	0	0	0	0	3	0	3	0	268	0	7	261	100	0	17	83
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.2%	0.3%	-	0.2%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	-	-	-	-	0.1%	-	1.6%	-	0.4%	-	0.7%	0.5%	0.4%	-	1.2%	0.4%

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数				報告数				報告数				採卵			肉用			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	40	0	36	4	22	0	14	8	0	0	0	0	74	0	42	32	7	0	0	7	8	0	6	2
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	0.8%	-	0.9%	0.5%	0.4%	-	1.0%	0.2%	-	-	-	-	0.6%	-	0.5%	1.1%	0.2%	-	-	0.2%	0.9%	-	0.8%	2.1%
頭羽数	145	0	80	65	3,508	0	15	3,493	0	0	0	0	310,082	0	582	309,500	65,309	0	0	65,309	6,850	0	50	6,800
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	0.6%	-	0.9%	0.5%	0.0%	-	0.8%	0.1%	-	-	-	-	0.2%	-	0.1%	0.7%	0.0%	-	-	0.1%	2.2%	-	0.8%	3.3%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外		
農場数	8	0	8	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9
全国シェア	1.3%	-	1.4%	-	1.3%	-	1.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
頭羽数	34	0	34	0	81	0	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	0.9%	-	0.4%	-	4.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

## (2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

## ① 牛

対象農場数				
乳用	全体	31	うち大規模	1
肉用	全体	25	うち大規模	3

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置			
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	-	-	-	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	25 (100.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	30 (96.8%)	29 (93.5%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	24 (96.0%)	23 (92.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)	22 (88.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	30 (96.8%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	30 (96.8%)	28 (90.3%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	24 (96.0%)	24 (96.0%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	30 (96.8%)	30 (96.8%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	24 (96.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	23 (92.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)	31 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)	25 (100.0%)





④ 馬	対象農場数		
	全体	13	うち大規模 0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	9 (69.2%)	9 (69.2%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	9 (69.2%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

## 2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																			
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						個人診療 C	獣医師以外の者 D
		計 A	都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計 B	農業 共済 団体	農業 協同 組合	その他						
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
46	43	42	7	1	0	0	22	9	0	1	2	0	0	1	0	0	1	0	3	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

## 3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
251	251	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

和歌山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和5年2月1日現在)

	牛								水牛	鹿			馬			めん羊								
	乳用				肉用					報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち左記以外																
農場数	5	1	0	4	42	1	0	41	1	0	0	1	3	0	1	2	18	0	6	12	5	0	5	0
全国	11,349	589	45	10,715	34,606	769	1,100	32,737	16	0	4	12	168	0	92	76	4,135	43	911	3,181	999	0	575	424
全国シェア	0.0%	0.2%	-	0.0%	0.1%	0.1%	-	0.1%	6.3%	-	-	8.3%	1.8%	-	1.1%	2.6%	0.4%	-	0.7%	0.4%	0.5%	-	0.9%	-
頭羽数	491	370	0	121	2,720	659	0	2,061	4	0	0	4	102	0	6	96	94	0	6	88	10	0	10	0
全国	1,325,239	370,306	558	954,375	2,467,723	881,820	11,187	1,574,716	153	0	4	149	3,684	0	182	3,502	74,287	22,311	997	50,979	24,631	0	1,409	23,222
全国シェア	0.0%	0.1%	-	0.0%	0.1%	0.1%	-	0.1%	2.6%	-	-	2.7%	2.8%	-	3.3%	2.7%	0.1%	-	0.6%	0.2%	0.0%	-	0.7%	-

	山羊				豚				いのしし				鶏						あひる					
	報告数				報告数				報告数				採卵			肉用			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外			
農場数	59	0	53	6	21	0	12	9	11	0	6	5	137	0	107	30	24	0	0	24	7	0	4	3
全国	4,942	0	4,105	837	5,548	828	1,464	3,256	217	0	192	25	12,810	486	9,327	2,997	3,814	333	308	3,173	897	6	797	94
全国シェア	1.2%	-	1.3%	0.7%	0.4%	-	0.8%	0.3%	5.1%	-	3.1%	20.0%	1.1%	-	1.1%	1.0%	0.6%	-	-	0.8%	0.8%	-	0.5%	3.2%
頭羽数	160	0	97	63	1,507	0	14	1,493	31	0	31	0	273,231	0	1,839	271,392	297,181	0	0	297,181	7,585	0	25	7,560
全国	22,398	0	8,557	13,841	8,835,657	5,851,611	1,998	2,982,048	853	0	377	476	188,565,887	143,997,112	580,206	43,988,569	153,210,820	49,351,263	5,697	103,853,860	313,444	98,743	6,612	208,089
全国シェア	0.7%	-	1.1%	0.5%	0.0%	-	0.7%	0.1%	3.6%	-	8.2%	-	0.1%	-	0.3%	0.6%	0.2%	-	-	0.3%	2.4%	-	0.4%	3.6%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥			七面鳥								
	報告数				報告数				報告数				報告数			報告数								
	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外	うち大規模	うち小規模	うち左記以外						
農場数	4	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	
全国	639	16	590	33	226	0	198	28	211	0	166	45	74	0	67	7	112	0	103	9	112	0	103	9
全国シェア	0.6%	-	0.7%	-	-	-	-	-	0.5%	-	-	2.2%	1.4%	-	1.5%	-	0.9%	-	1.0%	-	1.1%	-	1.0%	-
頭羽数	15	0	15	0	0	0	0	0	2	0	0	2	50	0	50	0	28	0	28	0	28	0	28	0
全国	4,467,353	3,568,112	3,786	895,455	22,487	100	1,997	20,390	3,152	3	480	2,669	15,287	0	730	14,557	2,440	0	774	1,666	2,440	0	774	1,666
全国シェア	0.0%	-	0.4%	-	-	-	-	-	0.1%	-	-	0.1%	0.3%	-	6.8%	-	1.1%	-	3.6%	-	1.1%	-	3.6%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
  - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
  - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
  - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛

対象農場数				
乳用	全体	5	うち大規模	1
肉用	全体	42	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	41 (97.6%)	35 (83.3%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)	34 (81.0%)	35 (83.3%)	20 (47.6%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)	33 (78.6%)	39 (92.9%)		

	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	-	-	-	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	22 (52.4%)	12 (28.6%)	37 (88.1%)	38 (90.5%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)	37 (88.1%)	29 (69.0%)	-	-	-	34 (81.0%)

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	35 (83.3%)	32 (76.2%)	32 (76.2%)	37 (88.1%)	38 (90.5%)	31 (73.8%)	36 (85.7%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	40 (95.2%)	20 (47.6%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)
遵守農場数(肉用)	21 (50.0%)	16 (38.1%)	37 (88.1%)	22 (52.4%)	12 (28.6%)	34 (81.0%)	36 (85.7%)	39 (92.9%)	40 (95.2%)	41 (97.6%)	39 (92.9%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	4 (80.0%)	2 (40.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)
遵守農場数(肉用)	20 (47.6%)	17 (40.5%)	38 (90.5%)	33 (78.6%)	39 (92.9%)	39 (92.9%)	38 (90.5%)	24 (57.1%)	26 (61.9%)	21 (50.0%)	26 (61.9%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	28 (66.7%)	41 (97.6%)	18 (42.9%)	21 (50.0%)	29 (69.0%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)





④ 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	4 (33.3%)	12 (100.0%)	3 (25.0%)	3 (25.0%)	3 (25.0%)

	4記録の作成及び保管								5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	4 (33.3%)	4 (33.3%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	6 (50.0%)	12 (100.0%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	12 (100.0%)	9 (75.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	5 (41.7%)	5 (41.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	5 (41.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	8 (66.7%)	8 (66.7%)	11 (91.7%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	5 (41.7%)	12 (100.0%)	6 (50.0%)	8 (66.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。  
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。( )内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。  
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。  
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

総計	獣 医 師																			
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						個人診療	獣医師以外の者
		計	都 道 府 県					保健所	市町村	その他	計	農業共済団体	農業協同組合	その他						
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所			
43	43	43	6	2	0	0	22	10	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
340	340	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数